

## 会計監査人候補者の選定について

令和7年2月17日  
国立大学法人東京外国語大学

国立大学法人は、国立大学法人法の定めにより、会計監査人の監査を受けることとされています。

会計監査人は、国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第40条により、文部科学大臣が選任するものでありますが、選任にあたっては各国立大学法人が会計監査人の候補者を選定する必要があります。

つきましては、令和7年度から令和9年度の本学の会計監査人に就任を希望する監査法人又は公認会計士（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第41条に定める資格を有する者に限る。）の方は、別紙「提案書の記載事項」をご参照のうえ、会計監査人候補者選定のための提案書を、下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

令和7年度から令和9年度の3ヶ年にわたる候補者の選定となりますが、会計監査人の選任については毎年度文部科学大臣により行われるため、単年度の契約となります。

なお、公認会計士法第24条第1項第2号、及び公認会計士法施行令第7条第1項第2号、同項第9号、第15条第4号の使用人には、非常勤講師も含まれますので、その旨ご留意ください。

### 記

提出期限： 令和7年3月18日（火）17時必着

提出部数： 提案書 6部（見積書 1部）

提出先及び問い合わせ先：

〒183-8534 東京都府中市朝日町3-11-1  
東京外国語大学会計課予算・決算係  
TEL：042-330-5146 FAX：042-330-5418  
e-mail:kaikei-yosan@tufs.ac.jp

別紙

## 提案書の記載事項

今回は、令和7年度から令和9年度までの3ヶ年にわたる会計監査業務を行う候補者の選定となります。

### ○提案書の記載事項

#### I. 監査法人等の概要

1. 名称、代表者、所在地、出資金（資本金）
2. 令和5年度業務収入（営業収益）
3. 令和5年度経常利益（令和5年度期利益）
4. 人員（代表社員数、公認会計士数、公会計部門対応者人員、その他）
5. 東京地区の事務所概要（事務所名、住所、所属人員数等）
6. 関与（監査）会社数
  - ① 企業（東証一部上場企業、左記以外の企業）
  - ② その他の法人

#### II. 国立大学法人及び独立行政法人等に関連する業務の実績

1. 日本公認会計士協会又は公的機関における国立大学法人会計及び独立行政法人会計制度に関連する会議等への関与実績
2. 国立大学法人における業務実績（具体的な法人名と提供サービスの内容）
3. 独立行政法人・特殊法人における業務実績（具体的な法人名）
4. 学校法人における業務実績（法人総数）

#### III. 東京外国語大学における会計監査業務の提案

令和7年度から令和9年度の3ヶ年にわたる候補者の選定となりますので、3ヶ年にわたる監査業務であることを考慮したうえで、年度毎の提案をお願いします。

1. 東京外国語大学の特色に照らして、貴法人としてどのような観点で監査に臨むのか、そのポイントとなる監査方針
2. 上記の監査方針を踏まえ、次の項目をご記載ください。
  - ①監査実施体制（監査法人の監査責任者、監査業務チーム等の具体的な体制）
  - ②監査計画（年間の予定監査実施日程）
  - ③監査担当者の構成状況（実際に監査を行う予定担当者の構成）
  - ④監査実施手法（期中監査・期末監査・日常監査の実施方法、通常時と緊急時あるいは新規事項などの対応についての考え方）
3. 実際に監査を行う予定担当者（公認会計士等）の実務経験及び国立大学法人における業務経験の有無（有の場合は、関与した業務の内容）

#### IV. 品質管理体制等

1. 日本公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に則した品質管理体制等（品質管理体制（体制・機能・人数）、監査業務の品質管理の維持・向上に係る基本方針）
2. 監督官庁等における過去3年間の行政指導、処分等及び日本公認会計士協会が実施する直近の品質管理レビューの結果における注意、嚴重注意、監査業務の辞退勧告等の措置の有無（有の場合は、その内容を記載）

#### V. 監査報酬見積（令和7年度から令和9年度の年度毎）

1. 執務予定日数（延べ人日数も記載）
2. 見積費用算定内訳（旅費等の必要経費を含む）
3. 見積費用の考え方（監査日程等契約内容に大幅な変更が生じたときの処理方法を記載）

※監査報酬見積の評価は、令和7年度から令和9年度までの3ヶ年分の平均額をも  
って行います。

#### VI. その他参考となる事項

1. 本学からの質問・相談等への適時適切なアドバイス、最新の情報提供など本学が求めるリアルタイムな対応への方策・スタンス等
2. 国立大学法人の決算処理全般及び単科大学における決算処理並びに多様な外部資金を受け入れた場合の決算処理について重要なポイントと考えられる見解等
3. 公認会計士法第34条の11及び第34条の11の2に該当しないことを証する書面
4. その他

#### ○評価方法について

提案書の内容について、本学策定の「会計監査人選定基準」に基づいて審査を行います。